

「授業目的公衆送信補償金制度」の今後の運用について

令和2年4月16日

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

別紙に記載した団体の関係者及び有識者で構成される本フォーラムは、平成30年著作権法改正により創設された「授業目的公衆送信補償金制度」（以下「新制度」という。）について、以下のとおり、令和2年度の緊急的かつ特例的な運用と、令和3年度以降の本格的な運用に向けた準備を進めていくことを確認する。この取扱いについては、関係者や文化庁・文部科学省が協力しつつ、様々な機会を活用して教育現場に対する周知等を行っていくこととする。

1. 令和2年度の緊急的かつ特例的な運用について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴うオンラインでの遠隔授業等のニーズに緊急的に対応するため、令和2年4月28日から、新制度の緊急的かつ特例的な運用を開始すること。その際、以下のとおり運用を行うこと。

- (1) 令和2年度に限った新制度に関する運用指針（ガイドライン）は、本フォーラムにおいてこれまで整理しつつあったものとは別途、別添のとおりとする。
- (2) 指定管理団体である一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下「協会」という。）は、文化庁長官に対して、令和2年度に限った特例的な補償金額（無償）について認可申請を行う。
- (3) ①新制度を利用する教育機関の設置者は、事前に（事前が難しい場合は、利用開始後速やかに）協会に対してその教育機関名の届出を行うとともに、②協会は、教育機関に過度な負担がかからない範囲で著作物の利用実績を把握するため、教育機関の協力を得てサンプル調査を行う（②の実施方法については、教育機関に過度な負担をかけないよう十分に留意しつつ、今後、協会において教育機関と相談しつつ整理する）。

2. 令和3年度以降の本格的な運用について

令和3年4月から、新制度の本格的な運用を開始できるよう、以下の点を前提として認識しつつ、今後の議論を建設的かつ速やかに進めること。

- (1) 令和3年度以降の新制度に関する運用指針（ガイドライン）については、上記1.(1)とは別途、これまでの本フォーラムにおける議論を踏まえ、引き続き議論を継続し、令和3年度からの新制度の利用を希望する教育機関にとって極力支障がないよう取りまとめることを目指す。
- (2) 協会は、令和3年度からの新制度の利用を希望する教育機関にとって極力支障がないよう、教育機関の設置者を代表する各団体への意見聴取を行った上で、文化庁長官に対して、令和3年度以降の補償金額（有償）について認可申請を行う。
- (3) 令和3年度以降における利用実績の把握の方法については、権利者への補償金の正確な分配と教育機関の負担軽減とのバランスを考慮し、別途、協会において教育機関と相談しつつ整理する。

(以上)

(別紙)

本フォーラム関係団体一覧

【フォーラム構成員の所属団体】

<教育関係団体>

全国都道府県教育委員会連合会
全国市町村教育委員会連合会
日本私立小学校連合会
全国連合小学校長会
日本私立中学高等学校連合会
全日本中学校長会
全国高等学校長協会
日本私立高等専門学校協会
一般社団法人国立大学協会
日本私立大学団体連合会
公益財団法人私立大学通信教育協会
一般社団法人公立大学協会
一般社団法人大学 ICT 推進協議会
独立行政法人国立高等専門学校機構
全国公立短期大学協会
全国専修学校各種学校総連合会

<権利者団体>

一般社団法人日本写真著作権協会
一般社団法人日本書籍出版協会
日本放送協会
協同組合日本脚本家連盟
一般社団法人日本雑誌協会
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
一般社団法人日本音楽著作権協会
一般社団法人日本レコード協会
一般社団法人日本民間放送連盟

一般社団法人日本新聞協会
一般社団法人日本美術著作権連合
公益社団法人日本文藝家協会
一般社団法人学術著作権協会
一般社団法人教科書著作権協会
一般社団法人超教育協会

【オブザーバー（関係省庁）】

文化庁著作権課
文部科学省総合教育政策局政策課
文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課